

オンライントレード法人口座取扱規程

第1条（規程の趣旨）

1. この規程（以下、「本規程」といいます。）は、法人のお客様がクリック証券株式会社（以下、「当社」といいます。）との間のインターネットまたは電話等を利用したオンライントレード取引サービス等のサービス（「オンライントレード取扱規程」第2条に定めるものをいいます。以下、総称して「本サービス」といいます。）、及びそれに付随する業務を利用される際の取り扱いを定めるものです。

2. 本規程にて定める条項並びに修正条項以外については、「オンライントレード取扱規程」に基づくものとします。ただし、本規程にて定める条項並びに修正条項については、本規程が優先するものとします。

第2条（サービス利用者の範囲）

本サービスの利用にあたっては、法人代表者の方が予め選任し、取引についての代理権を付与された上で、当社に届け出た取引のご担当者（以下、「取引責任者」といいます。）1名のみが利用できるものとします。なお、取引責任者は法人代表者（代表取締役）ご自身でも構いません。

第3条（取引責任者の権限）

1. 「オンライントレード取扱規程」第2条の他、取引責任者の権限は、以下の各号に限らせていただきます。

(1) お客様から当社への各種資料請求

(2) 当社よりなされた諸通知の利用

2. 当社がお客様に通知をする場合においては、「オンライントレード取扱規程」第6条に定めた方法で取引責任者のみに通知をするものとし、それをもって足りるものとします。なお、当社の必要により取引責任者以外にも通知をする場合があることについて、お客様は承諾するものとします。

第4条（ユーザーID等の管理）

お客様は、「オンライントレード取扱規程」第8条に定めるユーザーID等を取引責任者以外の第三者に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、お客様の故意又は過失により生じた損害についてはお客様の負担となります。

第5条（修正条項）

1. お客様が申し込みをした当社各種サービスの規程・約款のうち、「氏名」、「住所」となっている部分については特段の理由がない限り「商号（法人名）」、「所在地」と読み替える

ものとしします。また、性質上、個人のお客様のみに適用されるものと考えられる条項については、法人のお客様には適用されないものとしします。

2. 「オンライントレード取扱規程」第3条第1項を下記の通り読み替えるものとしします。

「お客様は、本サービスの内容を十分に理解し、当社所定の申込書に必要事項を記入し、法人代表者の署名、捺印の上、当社が指定する本人確認書類を添えて当社に提出することにより申し込みを行い、当社がこれを承認した場合に限り、本サービスをご利用になれます。なお、申し込み時にご提出いただきました各種書類につきましては、お客様からの依頼がありましてもご返却いたしません。」

3. 「オンライントレード取扱規程」第7条第1項を下記の通り読み替えるものとしします。

「本サービスの利用に際しては、お客様は登記簿上の本店所在地及び商号（法人名）を使用するものとしします。当社は「犯罪による収益の移転防止に関する法律及び関連規則等（以下、「犯罪収益移転防止法等」といいます。）」の定めに従い、これらの事項及び取引責任者の本人確認を行います。」

4. 「オンライントレード取扱規程」第7条第3項を下記の通り読み替えるものとしします。

「本サービスの利用に係る申込内容に変更がある場合は、当社所定の方法にて、当社に速やかに届け出るものとしします。この場合、当社は所定の手続として、お客様から登記簿謄本及び会社代表者の印鑑証明書、その他必要な書類を提出していただくことがあります。お客様が当該手続を行わなかったことにより生じた損害については、当社はその責めを負わないものとしします。」

5. 「オンライントレード取扱規程」第35条各号の他、下記の条項に該当した場合においても、当社はお客様との本サービスに係る契約を解約することができるものとしします。なお、下記各号については、「オンライントレード取扱規程」で第35条を準用する場合についても、適用されるものとしします。

(1) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分その他これに準ずる処分を受け、会社整理開始、会社更正手続の開始、民事再生手続、破産若しくは競売の申立てを受けたとき、又は、お客様自ら、会社整理、会社更正手続の開始、民事再生手続若しくは破産の申立てをされたとき

(2) お客様自ら振出し又は引き受けた手形や小切手につき、不渡り処分を受ける等支払停止状態に至ったとき

(3) 前2号のほか、お客様の財産状態が悪化し、その信用状態に著しい変化が生じたとき

(4) お客様が本サービスを利用して、マネーロンダリング等、違法行為又は、公序良俗に反する行為を行ったとき

平成 21 年 12 月
クリック証券株式会社

CK187-0912